

鶴岡市学校給食センター（藤島・櫛引・朝日・温海）調理・配送等業務
公募型プロポーザル受託候補者選定委員会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、鶴岡市学校給食センター（藤島・櫛引・朝日・温海）調理・配送等業務の実施に当たり、受託候補者の選定のために設置する公募型プロポーザル受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所管事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、受託候補者を選定する。

（1）企画提案書及びプレゼンテーションの審査に関すること。

（2）その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱がった日から受託候補者の選定が終了する日までとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、教育委員会鶴岡市学校給食センターに置く。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月9日から施行する。

別表

役職名	所属	職名
委員長	教育委員会	教育長
委員	教育委員会	教育部長
	教育委員会学校教育課	学校教育課長
	教育委員会鶴岡市学校給食センター	所長
	教育委員会藤島ふれあい食センター	栄養教諭
	教育委員会櫛引学校給食センター	栄養教諭
	教育委員会あさひ給食センター	栄養教諭
	教育委員会あつみっこ給食センター	栄養教諭